



国海環第 61 号
平成 29 年 9 月 1 日

一般社団法人 日本船用工業会
専務理事 北村 正一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田淵 一



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部改正について
(通知)

下記省令の一部改正が本日公布及び施行されましたので、ご丁知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和 46 年運輸省令第 38 号）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等関する技術上の基準等に関する省令（昭和 58 年運輸省令第 38 号）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号）。



船員法施行規則等の一部を改正する省令について

1. 改正の背景

(1) NOx排出規制海域を航行する船舶の航海日誌への記載要件の追加

大気汚染の防止のため、海洋汚染防止条約附属書VIに基づき、船舶からの窒素酸化物（NOx）等の排出が規制されている。NOxの排出規制は平成17年に1次規制が創設され、その後、平成23年に2次規制、平成28年に3次規制が導入され、漸次排出量上限が厳格化されてきた。

今般、同条約附属書が改正され、平成29年9月1日以降、3次規制が適用される船舶については、排出規制海域（北米海域及び米国カリブ海域）を出入するとき、及び当該海域内で原動機を始動・停止するときは、出入日時、位置等を航海日誌に記録しなければならないこととされた。

(2) バルティック海海域を航行する旅客船からのふん尿等の排出規制の強化

海洋汚染の防止のため、海洋汚染防止条約附属書IVに基づき、対象船舶（国際航海に従事する船舶であって総トン数400以上又は最大搭載人員が16人以上のもの）からのふん尿等の排出が規制されている。バルティック海海域を航行する旅客船については、ふん尿等の排出に係る上乗せ基準（窒素及び^{リン}の排出基準）が設けられているが、これまで、当該海域の沿岸港におけるふん尿受入施設の準備が整っていなかったことから、その適用開始が見送られていた。

今般、その受入施設の準備が整ったことから、条約が改正され、①当該上乗せ基準の適用開始の時期*が決定されるとともに、②国際汚水汚染防止証書の様式に上乗せ基準が適用されるか否かの別に関する記載が追加された。

※上乗せ基準の適用開始の時期

適用対象船舶	適用開始の時期
新造旅客船（平成31年6月1日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同日以後に建造に着手されたもの）または、平成33年6月1日以後に船舶所有者に対し引き渡されるもの）	平成31年6月1日
現存旅客船（新造旅客船以外の旅客船）	平成33年6月1日

2. 改正の概要

(1) 船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和46年運輸省令第38号)

- ・NOx排出規制海域を航行する船舶の航海日誌への記載要件の追加のために所要の改正を行った。

- (2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令(昭和58年運輸省令第38号)及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和58年運輸省令第39号)
- ・バルティック海海域を航行する旅客船からのふん尿等の排出規制の強化のために所要の改正を行った。

3. 公布日及び施行日

公布 : 平成29年9月1日

施行 : 上記(1)の改正 平成29年9月1日

上記(2)①の改正 平成31年6月1日(新造旅客船)

平成33年6月1日(現存旅客船)

上記(2)②の改正 平成29年9月1日